

福島市景観まちづくり計画

【概要版】

～“未来に伝えたいふるさとの^{たからもの}景観が
あふれるまち”を目指して～



平成30年4月
福島市



1. 景観まちづくり計画策定の背景

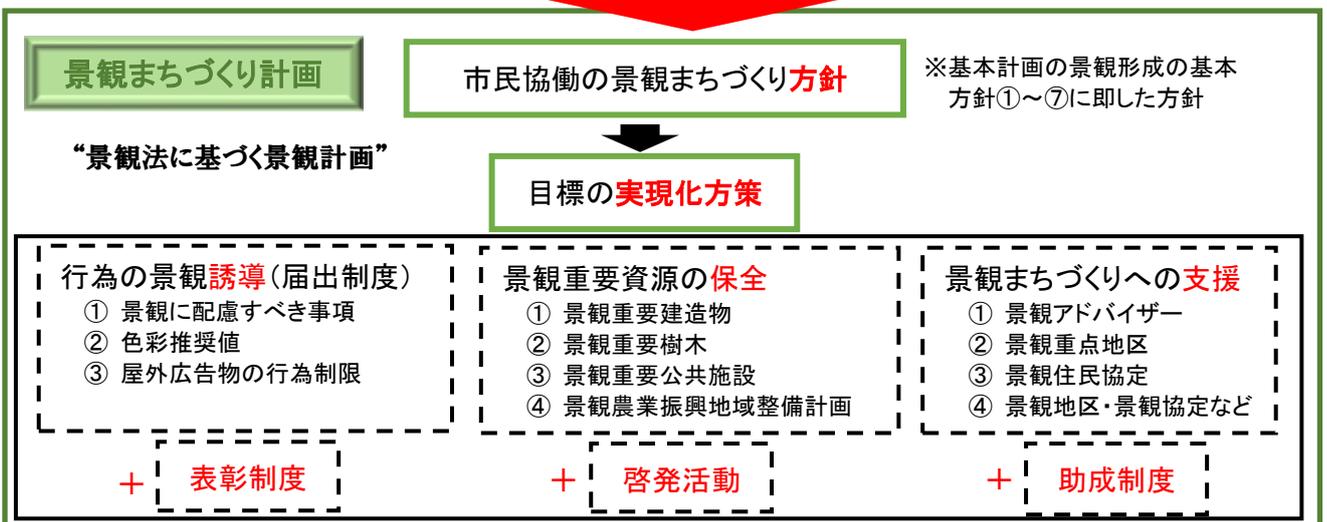
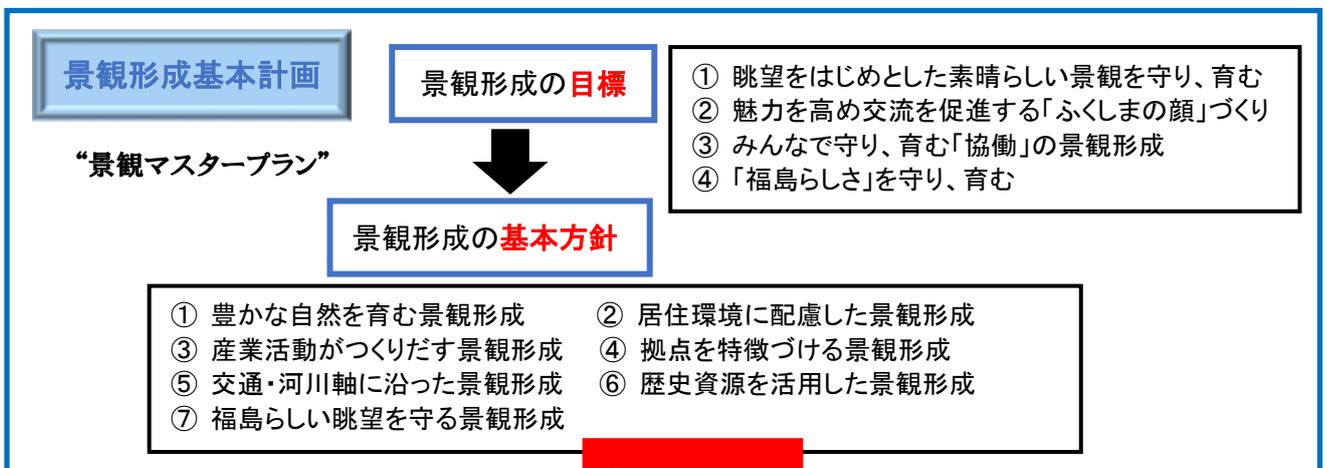
◆ 背景

豊かな自然に恵まれた本市は、ゆとりや潤いをもたらす良好な景観の形成を図るため、平成13年に「景観条例」の制定及び「景観形成基本計画」並びに「大規模行為景観形成基準」の策定を行い、市全域を対象範囲に位置づけ、一定規模を超える建築などの行為について届出制度を運用し、緩やかな景観誘導を図ってきました。

平成16年には国が景観法を制定し、これを契機として本市は、平成23年に景観法に基づく景観計画を策定できる「景観行政団体」となりました。

そして、平成30年4月1日より景観法に基づく制度体系に移行するため、現行の景観条例の改正と併せ基本計画の改訂を行い、新たに「**景観まちづくり計画**」を策定しました。

◆ 景観形成の基本理念と景観像



2. 景観まちづくり計画の目的

◆ 目的

景観まちづくりに関する方針や行為の制限に関する事項を明らかにし、市民・事業者との協働による景観まちづくりの実現を図ることを目的として、法に基づく制度体系に移行し、法の諸制度を活用します。

“福島らしさ”の演出

法には、地域の魅力を形づくっている景観資源を保全、再生する仕組みが設けられていることから積極的な活用を図ります。

実効性のある届出制度

行為の制限に関する事項に色彩推奨値を設定し、届出制度における厳格化を図ります。また、景観に配慮すべき事項は、誰もが理解しやすい実効性のある内容とします。

景観重点地区の指定

景観重点地区の導入は、街の魅力の骨格形成の観点からも重要であることから、候補地の抽出をはじめ、地域住民との懇談を重ね景観意識の醸成を図りながら、景観重点地区への指定を目指します。

◆ 『景観まちづくり』とは

景観形成の観点から、地域の自然、歴史、伝統、文化などを再認識した上で価値や魅力を再発見することで、地域や生活をどのように形づくっていくかについて市民・事業者・行政と一緒に考え、共に活動していくまちづくりです。その結果、地域住民が景観を意識し、地域の特性について更に理解が深まり、私達の共有財産としての“まち”に対する愛着や誇りを育むことに繋がります。

以上のことから、本市における『景観まちづくり』とは、“良好な景観の形成を促進するとともに、市民、事業者及び市の協働による景観を生かしたまちづくり”と定義し、「景観形成」といった一般的な用語との使い分けをしています。

◆ 成長型の景観まちづくり計画

“福島らしさ”の現れた景観を守り、育むため、本計画は景観まちづくりの進捗状況に応じて適宜見直しを行い充実させる必要があります。下図に示すようなPDCAサイクルを活用し、市民協働による景観誘導の仕組みの改善や景観形成に係るガイドラインなどの検討を行います。

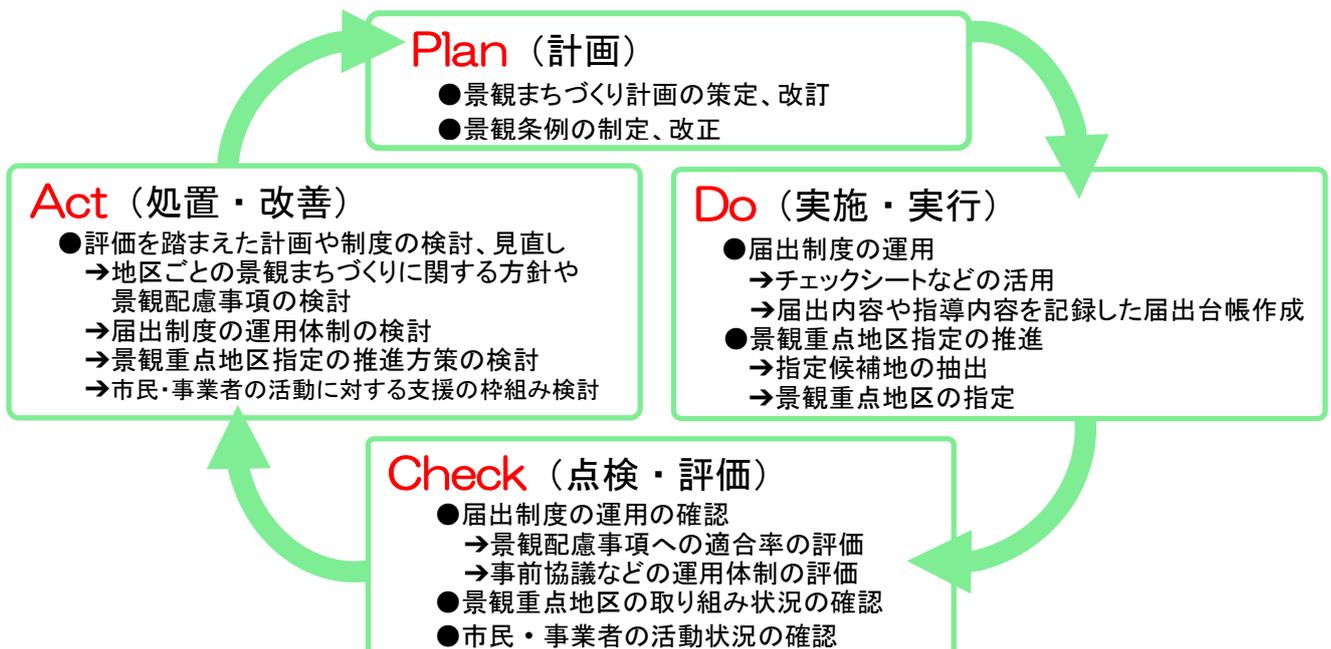


図. 本計画の見直しイメージ

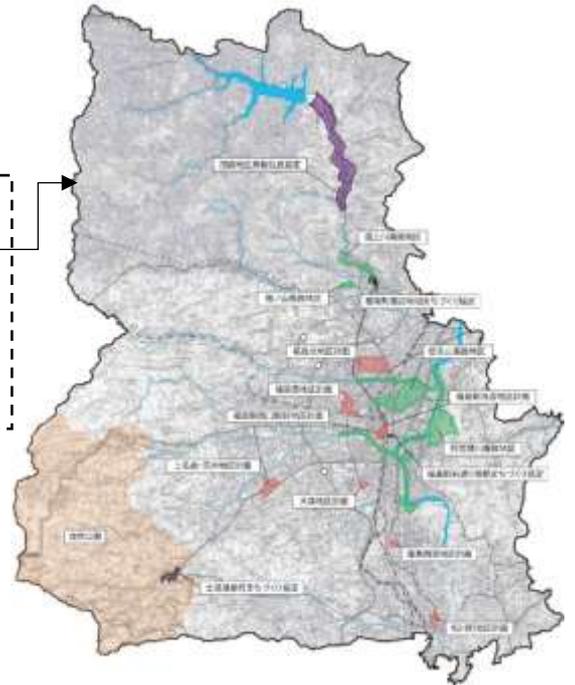
3. 景観まちづくり計画の区域

◆ 景観計画区域

景観まちづくり計画の区域は市全域とします。

図の着色部分は、景観住民協定、地区計画、風致地区など、既存の制度に基づく景観形成と関連の深い地区を示しています。

景観重点地区については、段階的な指定を目指します。



4. 市民協働の景観まちづくり方針

基本計画に定めた景観形成の7つの基本方針に沿って、“福島らしさ”の現れた景観の保全、創出を図るため、地域の特色を生かした市民協働による景観まちづくりに関する7つの方針を定めています。

なお、市民・事業者・行政の役割は右のとおりとします。

市民

景観を市民共有の財産として認識し、景観まちづくり活動に積極的に参画し、良好な景観の形成に努めます。

事業者

事業活動の全般を通じて、景観まちづくりのために必要な措置を講じ、市の施策に協力するよう努めます。

行政

総合的な景観まちづくりの先導役として、推進体制の確立、良好な景観の形成への誘導、市民・事業者に対する啓発や支援を積極的に行います。

(1) 豊かな自然を育む景観まちづくり

<方針> 市民協働により、自然と調和し潤いと安らぎを感じさせる伝統的な福島の原風景（自然・農業景観、田園景観、水辺景観など）を守り、育みます。



一面に広がる果樹畑



松川の溪谷と周辺の自然



魅力的な水辺空間

(2) 居住環境に配慮した景観まちづくり

<方針> 市民協働により、地域への愛着と誇りが持て、周辺環境と調和のとれたゆとりや潤いのある居住環境を守り、育みます。



美しい居住空間



快適な公共空間



閑静な居住環境

(3) 産業活動がつくりだす景観まちづくり

<方針> 市民協働により、産業活動の場をより生き生きとしたものとします。
魅力を高め、賑わいをもたらす商業景観、環境に調和し、潤いをもたらす工業景観を守り、育みます。



魅力的な街なみ



快適な沿道商業地



整然とした工業景観

(4) 拠点を特徴づける景観まちづくり

<方針> 市民協働により、地域の特性を生かし調和のとれた、魅力や品格ある景観を守り、育みます。



安らぎのある景観



情緒あふれる温泉街



品格のある公共空間

(5) 交通・河川軸に沿った景観まちづくり

<方針> 市民協働により、通りや水辺に接し魅力的な見通し景観の確保によって、視対象への配慮が感じられる景観を守り、育みます。



車窓からの素晴らしい眺望



魅力向な通り



一体的な風景

(6) 歴史資源を活用した景観まちづくり

<方針> 市民協働により、地域に根ざした伝統・文化を伝承し、歴史資源を保全し調和のとれた景観を守り、育みます。



歴史的な界隈



地域の資産



地域の賑わい

(7) 福島らしい眺望を守る景観まちづくり

<方針> 市民協働により、福島の誇りである山並みなどの市民共有の眺望を大切に、魅力を引き立てる景観を守り、育みます。



吾妻連峰への素晴らしい眺望



信夫山からの素晴らしい眺望



花見山からの素晴らしい眺望

5. 行為の届出に関する事項

(1) 届出対象行為

良好な景観の形成に影響を及ぼすと考えられる一定規模を超える大規模な行為（以下「届出対象行為」という。）は、法及び景観条例に基づき届出が必要となります。

届出対象行為に該当する場合、「市民協働の景観まちづくり方針」を尊重するとともに、次項の「景観に配慮すべき事項」に適合させる必要があります。

また、届出対象行為のうち、建築物及び工作物については、法第17条第1項に規定する「特定届出対象行為」に位置づけています。

届 出 対 象 行 為			備 考	
建築物※1	新築、増築、改築、移転、 外観の修繕、外観の模様替、 外観の色彩の変更 【法第16条第1項第1号】	<ul style="list-style-type: none"> ● 高さが10mを超えるもの 又は、 ● 建築面積が1,000㎡を超えるもの 	特定届出対象行為※6 【法第17条第1項】	
工作物	新設、増築、 改築、移転、 外観の修繕、 外観の模様替、 外観の色彩の 変更 【法第16条第1項第2号】	擁壁、塀など※3	● 高さが5mを超えるもの	特定届出対象行為 【法第17条第1項】
		電波塔、煙突、 物見塔など※4	● 高さが10mを超えるもの	
		電線路の支持物	● 高さが20mを超えるもの	
		石油タンク、ガス タンク、プラント、 ごみ処理施設など ※5	● 高さが10mを超えるもの 又は、 ● 築造面積が1,000㎡を 超えるもの	
		太陽光パネル (地上設置に限る)	● パネル面積の合計が 1,000㎡を超えるもの	
開発行為※2 【法第16条第1項第3号】				
土石の採取、鉱物の掘採その他の土地 の形質の変更（以下「土地の形質変更」 という。） 【法第16条第1項第4号】	● 行為の面積が10,000㎡ を超えるもの			
屋外における土石、廃棄物、再生資源 その他の物件の堆積（以下「物件の堆積」 という。） 【法第16条第1項第4号】	<ul style="list-style-type: none"> ● 高さが3mを超えるもの 又は、 ● 行為の面積が500㎡を 超えるもの 			

※1 建築基準法第2条第1号に規定するもの。ただし、建築物に附属する塀を除く。

※2 都市計画法第4条第12項に規定するもの

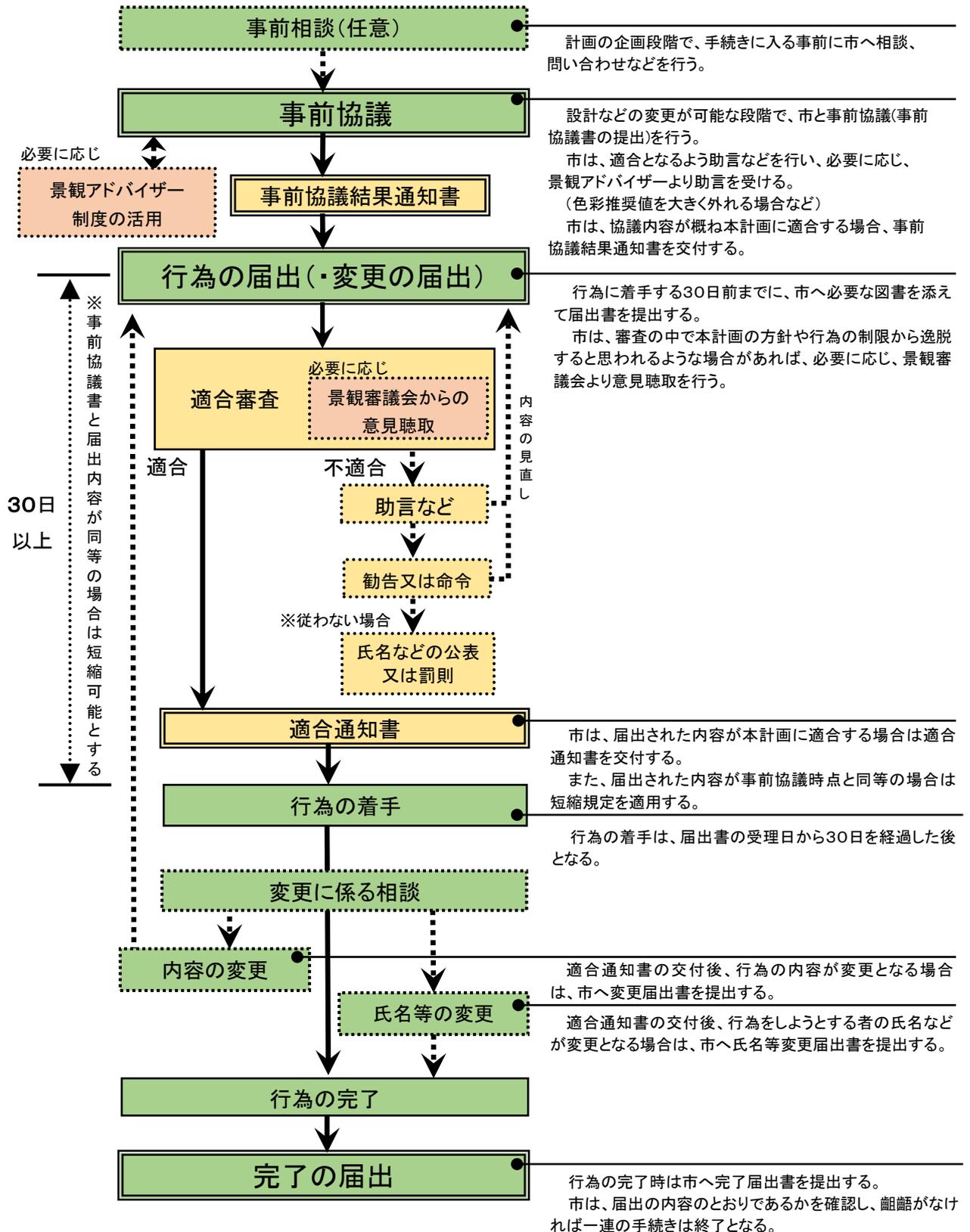
※3 その他：さく、垣(生垣を除く)など

※4 その他：鉄筋コンクリート造の柱、金属製の柱、木柱、排気塔、高架水槽、冷却塔、風車、彫像、記念碑 など

※5 その他：穀物・飼料などの貯蔵・処理施設、高架道路、歩道橋 など

※6 特定届出対象行為に位置づけられた場合、市は、建築物及び工作物に係る設計の変更などその他必要な措置をとるよう命令することができ、申請者が受け入れられないような場合にはより厳しい罰則を科すことが可能となる。

(2) 届出などの流れ



- 今後の状況に応じて「景観アドバイザー制度」を創設し、景観に関し専門的知識を有する学識経験者や建築関係に従事する専門家などから、事前協議の際に必要なに応じて助言などを受けるとします。
- 国の機関又は地方公共団体が実施する公共事業などで、届出対象行為に該当する場合は、市へ「通知」が必要となります。

6. 行為の制限に関する事項

(1) 景観に配慮すべき事項

届出対象行為は、次に示す景観に配慮すべき事項に適合させる必要があります。

① 行為ごとの景観に配慮すべき事項

	景観に配慮すべき事項（景観配慮事項）
共通	<ul style="list-style-type: none"> □地域の歴史、伝統文化をはじめとする景観特性を十分に生かし、周辺環境との調和を図ること。 □“福島らしさ”の現れた景観を構成する要素となる資源を保全し、地域の景観まちづくりに貢献するよう努めること。 □市民共有の素晴らしい景観を眺望できる場所では、視点場の保全、創出に努めること。 また、素晴らしい景観への眺望の妨げとならないよう努めること。 □山あいの集落や温泉郷では、自然環境との調和に努めること。 □地域の植生を生かした生垣の設置や行為地内の緑化に努めること。 □設計に当たり、日差しの変化、夜景などを考慮すること。 また、遠景・中景・近景などの見え方について十分検討すること。
建築物 ・ 工作物	<ul style="list-style-type: none"> □建築物などは、周辺の住宅地や樹林地から突出しない高さとする。 □建築物などは、周辺環境と調和した自然素材^{※1}を積極的に取り入れること。 □中心市街地では、歩行者に開かれた公開空地^{※2}の積極的な確保に努めること。 □屋上などの設備機器類は、建築物本体との色彩の調和を図るとともに、目隠しなどの措置を講ずること。 □壁面や屋上、敷地内への広告物の設置は必要最小限とし集約すること。 □大型店舗や周囲から突出する工作物などは、過剰な照明が周囲に影響を及ぼさないよう配慮すること。 □窓ガラスや太陽光パネルは、光沢や反射を抑えた材料を使用するとともに位置や量に配慮すること。
開発行為	<ul style="list-style-type: none"> □行為地の周辺や主要な視点場から目立たぬよう、従来の地形を生かし、地形の改変は必要最小限とすること。 □長大な法面や擁壁は避け、法面が生じる場合は緩勾配とし、周辺環境との調和を図ること。
土地の 形質変更	<ul style="list-style-type: none"> □擁壁は、垂直擁壁を避け、高さは必要最小限とすること。また、安易な描画などを避け、周辺環境との調和を図ること。 □調整池の整備に当たり、周囲の緑化、あるいはフェンスを用いる場合は景観色^{※3}を採用するなど、周辺環境との調和を図ること。 □行為地に出入口を設ける場合は、必要最小限の規模とし、安全措置を講ずる場合は、周辺環境との調和を図ること。
物件の 堆積	<ul style="list-style-type: none"> □行為地の周辺や主要な視点場から目立たぬよう、目隠しなどの措置を講ずること。 □高さは、低く抑え、整理整頓に努めること。 □行為地に出入口を設ける場合は、必要最小限の規模とし、安全措置を講ずる場合は、周辺環境との調和を図ること。

※1 木材、石材、土など、従来の建材として幅広く利用されている材料

※2 一般に開放され、自由に通行、利用できる空間

※3 こげ茶、薄灰茶、濃灰色などの国で定める景観に配慮した色彩

② 色彩に関する景観に配慮すべき事項

	景観に配慮すべき事項（景観配慮事項）
共通	<p><周辺環境と調和した色の配色、組み合わせの工夫></p> <ul style="list-style-type: none"> □複数の色彩を用いる場合は、対比的なアクセントカラー^{※1}（強調色）の使用は必要最小限とするよう努めること。 □大規模な外壁を擁する建築物などは、中高層部は高明度、低層部は中低明度の色彩を用いるなど、配色を工夫するよう努めること。 □極端なストライプの配色、スポット状（水玉状）の配色、不規則な迷彩色などの配色は、避けるよう努めること。 □複数のタイルなどをランダムに貼り付ける場合は、全てが色彩推奨値に適合するよう努めること。
	<p><自然との調和に配慮></p> <ul style="list-style-type: none"> □建築物などは、山あいや緑を背景とする場所では、極端に暗い色や明るい色は避けるよう努めること。 □公園、緑地などに隣接した場所や街路樹が連なる場所では、周辺の緑に溶け込みやすい中明度かつ低彩度の色彩とするよう努めること。
	<p><市民共有の眺望に配慮></p> <ul style="list-style-type: none"> □高層建築物などの中高層部分は、背景となる山並みや青空に溶け込むよう、中高明度かつ低彩度の色彩とするよう努めること。 □素晴らしい見通し景観が望める場所では、周辺の街なみに溶け込むような色彩とするよう努めること。
	<p><地域特性として慣例的に使用されている素材の色彩に配慮></p> <ul style="list-style-type: none"> □建築物などには、自然素材の色彩を生かすよう努めること。 □歴史的建造物の周辺などでは、伝統的な素材^{※2}の色彩を生かすよう努めること。
	<p><公共標識の視認性に配慮></p> <ul style="list-style-type: none"> □交通標識などの安全性に関わる公共標識は、周辺から目立つように高彩度の色彩が用いられているため、それらの周辺では標識が視認できるよう高彩度の色彩の使用を減らすよう努めること。

※1 面積のバランスという観点から、全体の色調に変化をつけたり、他の色を引き立てたりする役割を持つ色

※2 大切な文化遺産を継承していくために必要な素材（漆喰、土壁などの左官材料、レンガ、和瓦 など）

(2) 色彩推奨値

建築物や工作物は、前項の「色彩に関する配慮すべき事項」に適合させるとともに、原則として、下表に示す色彩を使用する必要があります。

ただし、色彩推奨値から外れる場合は、別途協議を行うものとします。

色相	明度	彩度
R(赤)・YR(黄赤)	2以上 9以下	6以下
Y(黄)		4以下
GY(黄緑)・G(緑)・BG(青緑) B(青)・PB(青紫)・P(紫)・RP(赤紫)	2以上 9以下	2以下
N(無彩色)		—



◆ 適用除外

- 強調色: 見付面積の1/10まで
- 自然素材、伝統素材そのものの色彩 (木材、石材、漆喰、レンガなど)
- 重要な景観資源 (歴史的価値の高い神社仏閣など)
- 他法令、地域独自の色彩基準 (景観住民協定など)
- フラット屋根
- 市長が認めるもの

マンセル記号 例 1) **⑤ YR 7 / 10** 例 2) **N 3**

基本色10種それぞれの中、より細かい色合いを表す数値です。一般に2.5、5、7.5、10の4段階を代表値として示しますが、本市においては、数値が異なっても同一色相として扱います。

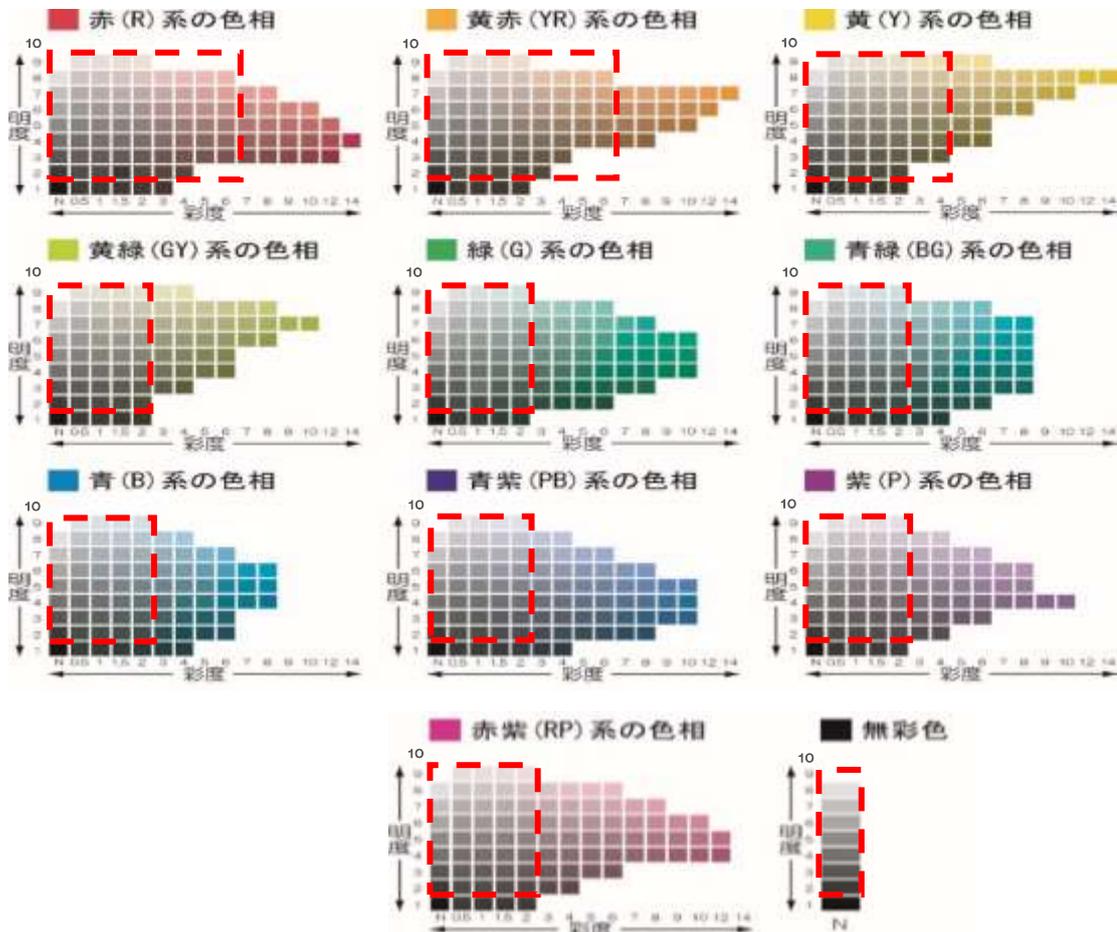
【色相】 色合いを表す。図に示す10種の基本色を示すアルファベット(赤(R)～赤紫(RP))とより細かい色合いを示す0～10までの数値の組合せ。

【明度】 明るさを表す。0～10までの数値で、値が小さいほど暗く、大きいほど明るい。

【彩度】 鮮やかさを表す。0～14までの数値で、値が大きいほど鮮やかで、白、グレー、黒などの無彩色の彩度は0となる。

【参考】マンセル表色系による色彩推奨値

色彩推奨値



7. 景観重要建造物及び景観重要樹木の指定の方針

※掲載の写真はイメージです

(1) 景観重要建造物の指定の方針

良好な景観の形成のために重要となる建造物を保全する制度であり、地域の歴史を感じさせる建築物や地域のシンボルとして市民に親しまれてきた建造物などについて、所有者の合意を得て法で規定する「**景観重要建造物**」に指定し、地域の景観まちづくりへの活用を推進します。

- 歴史的な建造物
- 地域のシンボルとして市民に親しまれている建造物
- 歴史的な様式や技法を有する建造物
- 地域における生活や生業から形成された地域特有の建造物
- 景観形成に優れた特徴のある建造物



(2) 景観重要樹木の指定の方針

良好な景観の形成のために重要となる樹木を保全する制度であり、地域の歴史を感じさせる樹木や地域のシンボルとして市民に親しまれてきた樹木などについて、所有者の合意を得て法で規定する「**景観重要樹木**」に指定し、地域の景観まちづくりへの活用を推進します。

- 歴史的・文化的意義のある樹木
- 特徴的な樹形の樹木
- 地域のシンボルとして市民に親しまれている樹木



8. 屋外広告物に関する事項

(1) 屋外広告物の景観誘導に関する基本的な考え方

広告板、広告塔などの屋外広告物は、賑わいのある街なみを創出する一方で、無秩序に氾濫すると街の美観や自然・農村景観を損ねてしまう可能性があります。

そこで、良好な景観の形成に当たっては、本計画に即した「**福島市屋外広告物条例**」を制定し、屋外広告物の適切な景観誘導を図るものとします。

(2) 屋外広告物の表示及び屋外広告物を掲出する物件の設置に関する行為の制限に関する事項

屋外広告物の表示又は屋外広告物を掲出する物件の設置に当たっては、良好な景観の形成を図るため、次に示す事項に配慮するものとします。

- 必要最小限の大きさ及び設置数にとどめ、複数となる場合は集約すること
- 街なみや山並みなどの市民共有の眺望の妨げとならないよう配慮し、低層部に設置すること
- 周辺の景観と調和した位置、形状、大きさ、材料、色彩、意匠とし、建築物本体に設置する場合は建築物との調和を図ること
- 原色や蛍光色の使用を避けるなど、際立って華やかな色彩とせず、周辺の景観と調和した色調とすること
- 田園地帯や住宅地においては落ち着いた色彩とし、華やかな点滅の広告物は設置しないこと
- 裏面、側面、脚部などの広告物を表示しない部分については、周辺との調和に努めること
- ネオンサインや電光掲示板などの発光する広告物は、周辺との調和に努めること

9. 景観重要公共施設の整備に関する事項

※掲載の写真はイメージです

(1) 景観重要公共施設の位置づけ

道路、河川、都市公園などの公共施設は、良好な景観の形成に及ぼす影響が大きいため、本市の景観まちづくりの先導的な事例となりうる場合や景観重点地区内に位置する施設については、今後の状況に応じて、法で規定する「**景観重要公共施設**」に位置づけるものとしします。

景観重要公共施設の位置づけに当たっては、次に示すいずれかに該当し、景観まちづくりを推進する上で重要と思われるものについて、管理者と十分協議し同意を得るものとしします。

- 本市の景観の骨格となる、“福島らしさ”を醸し出す景観として基本計画で挙げた、「自然・眺望の景観」、「道路・公園の景観」、「建物・街なみの景観」、「名所・旧跡の景観」、「農業・祭りの景観」の構成要素となりうる公共施設
- 地域における景観まちづくりの先導的な役割を果たす重要な公共施設
- 景観重点地区内に位置する公共施設



(2) 景観重要公共施設の整備に関する考え方

景観重要公共施設に位置づけられた場合、計画、実施、維持管理の各段階における景観への配慮が必要となります。

景観重要公共施設の整備に関する考え方は次に示すとおりとし、周辺との調和を基本とした豊かな生活環境の形成を目指します。

- 景観重要公共施設の整備計画などの策定に当たっては、本計画の「市民協働の景観まちづくり方針」、「行為の制限に関する事項」に適合するよう検討する。
- 景観重要公共施設に関するガイドライン(指針)などが策定された場合、事業の実施に当たっては、それに基づき整備を行う。
- 景観重要公共施設に位置づけられた場合、補修、改修などの際は、良好な景観を維持するとともに、景観形成の妨げとなるような要素を改善する。

10. 景観農業振興地域整備計画の策定に関する基本的な事項

※掲載の写真はイメージです

「**景観農業振興地域整備計画**」は、景観計画区域内の農業振興地域のうち、景観と調和のとれた良好な営農条件の確保を図るべき区域を定めるものです。

棚田や里山だけでなく、畑作物が織りなす丘陵地の景観、花や果実が四季を彩る果樹地帯の景観なども広く含まれます。

景観農業振興地域整備計画は、総合的な農業振興のための施策の一環として策定するものであるため、市農業・農村振興計画の体系に位置づけ適合させる必要があります。

景観農業振興地域整備計画を策定するに当たっては、関係部署と十分な協議を行い、関係者の合意形成を得た上で、次に示す事項を定めます。

- 対象とする区域
- その区域内における土地の農業上の利用に関する事項
- 農業生産の基盤の整備及び開発に関する事項
- 農用地などの保全に関する事項



11. 景観まちづくりの推進

※掲載の写真はイメージです

基本計画に定めた景観形成の基本理念、目標、基本方針の実現に向けて、
次のような取り組みを推進します。

(1) 協働による景観まちづくり



◆ 景観まちづくり活動への支援

- 自主的な景観まちづくり活動の支援
⇒景観アドバイザー制度
⇒市民まちづくり活動費・計画策定補助
- 市民・事業者の取り組みに対する表彰制度の創設(景観賞など)
- ルールづくりの支援(景観重点地区、景観協定、景観住民協定など)

◆ 市民・事業者への啓発

- 景観セミナーなどの開催(景観まちづくり懇談会、景観まちづくり講座など)
- ふくしま市景観100選の活用(パネル展示・貸出、データ貸出など)
- 景観写真展(仮称)の開催
- 景観まちづくりに関する情報発信(広報誌発行、HPへのコラム掲載など)

◆ 景観資源の保全・再生・活用

- ふくしま市眺望資産(仮称)の認定
- 景観重要建造物・樹木の指定
- 景観資源の保全、再生、活用を目的とするファンド(基金)、助成制度などの創設

◆ 景観まちづくりに関する体制づくり

- 景観審議会の設置
- 景観協議会の設置
- 景観整備機構の指定
- 景観ガイドライン(仮称)の作成

(2) ふくしま市眺望資産の認定

“福島らしさ”の現れた眺望とそれを守り育むための地域の活動を後世へ継承するため、
「ふくしま市眺望資産(仮称)」の認定制度を創設し、景観まちづくりに向けた活用を
図ります。

◆ 認定の対象(次のいずれかに該当する場合)

- 人々を惹きつけ、地域の活性化に生かせるような魅力的な眺望が望める場合
- 眺望を生かした景観まちづくりに資するような取り組みが実施されている場合

◆ 認定の要件(次の全てを満たす場合)

- 本計画の「市民協働の景観まちづくり方針」と調和が保たれていること
- 視点場と視対象が明確であること
- 地域の共感があること



(3) 景観重点地区の指定

※掲載の写真はイメージです

“ふくしまの顔”となる様な“福島らしさ”の現れた景観を有する地区、あるいは重点的かつ先導的に景観まちづくりを行う必要があると思われる地区について、本計画で定めた市民協働の景観まちづくり方針や行為の制限に加え、さらに積極的に景観の形成を図る必要がある地区を「**景観重点地区**」に指定し、地区の特性を生かした景観まちづくりを推進するものです。

景観重点地区の指定に当たっては、原則として、次に示すような地区を対象に抽出し、景観審議会で審議を諮った上で、まずは候補地を選定します。

- 福島を代表する素晴らしい眺望が望める地区
 - 山並みを見渡せ素晴らしい眺望が望める場所
 - 山頂、山腹などから素晴らしい眺望が望める場所
 - 郊外に広がる田園や花木畑を見渡せ素晴らしい眺望が望める場所
- 景観形成に関する自主的な取り組みがなされている地区
 - 魅力的な景観の創出を目指している駅前や商店街など
 - 魅力的な情緒を生かした景観の形成を目指している温泉街
 - 住環境が整備され魅力的な景観を創出している街なみ
- 歴史的景観を有する地区
 - 歴史的・文化的価値のある街なみなどが残されている場所
 - 文化財をはじめとする歴史的建造物などが残されている場所
- 屋外広告物と景観との調和が必要な地区
 - 主要な道路沿線の素晴らしい眺望が望める場所
 - 主要な道路沿線から山並みなどの素晴らしい眺望が望める場所
- その他、市長が必要と認める地区

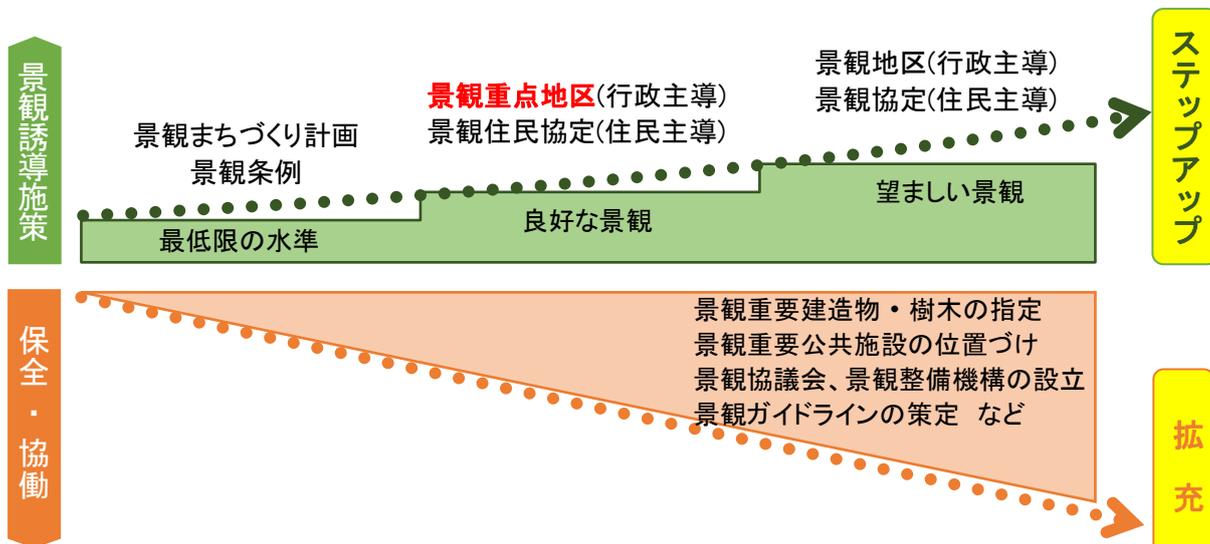


◆ 景観重点地区の展開イメージ

景観重点地区では、地区独自の届出制度の創設や景観ガイドライン（仮称）を策定し、地区の特性に応じた建築、開発行為などのきめ細かな景観誘導を行います。

また、地区の景観まちづくりに対する熟度に応じて、景観法に基づく景観協定や都市計画法に基づく景観地区、地区計画などへのステップアップを検討します。

さらに、景観重要建造物・樹木、景観重要公共施設などの法に基づく制度や市独自の取り組みを活用し、地区の景観資源を生かした協働の景観まちづくりを推進します。





福島市景観まちづくり計画【概要版】

平成30年4月

福島市都市政策部都市計画課

〒960-8601 福島県福島市五老内町3-1

TEL (024) 535-1111 (代表)

(024) 573-4979 (直通)

FAX (024) 533-0026

E-mail : toshikei@mail.city.fukushima.fukushima.jp